

1 通則

1 目的

石川県防犯まちづくり条例（平成17年石川県条例第23号）第20条第1項の規定により、学校等における児童生徒等の安全の確保のための指針（以下「防犯上の指針」という。）を示し、もって学校等における児童生徒等の安全を確保することを目的とする。



2 基本的な考え方

- ① 防犯上の指針は、学校等（注1）を設置し、又は管理する者（以下「学校等の設置者等」という。）に対して、防犯性の向上に係る施設、設備等及び体制の整備上配慮すべき事項を示すものである。

（注1）「学校等」とは、学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及び同法第82条の2に規定する専修学校の高等課程、児童福祉法第6条の2第12項に規定する放課後児童健全育成事業に供される施設及び同法第7条に規定する児童福祉施設（児童厚生施設である児童遊園、助産施設、乳児院及び児童家庭支援センターを除く。）をいう。

児童福祉施設としては、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、知的障害施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設がある。

- ② 防犯上の指針は、石川県防犯まちづくり推進協議会（注2）に参加する団体をはじめ自治会等の活動や草の根防犯座談会、防犯キャンペーン等様々な機会を通じて県民に普及・浸透を図るものとする。

（注2）「石川県防犯まちづくり推進協議会」とは、石川県防犯まちづくり条例第7条の規定により、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を図るために、県、市町、県民、自治会等及び事業者が協働して防犯まちづくり運動を展開するため組織された団体をいう。

- ③ 防犯上の指針の普及・浸透を通じて学校等の施設、設備等及び体制整備の防犯対策のレベル向上と防犯意識の高揚を図るものとする。

3 運用上の留意点

- ① 防犯上の指針は、学校等の設置者等に対して、防犯性の向上に関して参考となる手法を示すことで、その対策を促すものである。
- ② 防犯上の指針は、関係法令等を踏まえ、管理体制や施設の整備状況などを考慮し、学校等の実情や児童生徒等の発達段階に応じて運用するものとする。

児童生徒等には、乳幼児から高校生など、対象とする児童生徒等の年齢幅が広いことから同じ体制をとることができない場合がある。

放課後児童健全育成事業に供される施設に関しては、児童館、公民館、個人宅等様々なものがあり、この指針を一律に運用できない場合がある。

また、入所施設に関しては、生活の場（家庭と同様）であるため、児童生徒等が頻繁に出入りするなど、この指針の対応が困難な場合があることから、防犯上の指針の運用については、児童生徒等の発達段階や学校等の性格を考慮する必要がある。

- ③ 防犯上の指針は、「石川の学校安全管理指針」（注3）と併用・補完しあうものとする。

（注3）「石川の学校安全管理指針」とは、学校における児童生徒等の安全確保と学校活動における安全管理の徹底のための指針（平成14年4月 教保第104号）をいう。この指針は、学校を対象としており学校管理者に対して示したものである。

- ④ 防犯上の指針に示す施設、設備等の名称が、学校以外の各施設において当てはまらない場合には、各施設の実情に応じた名称に読み替えるものとする。
- ⑤ 防犯上の指針は、社会状況の変化、防犯技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

